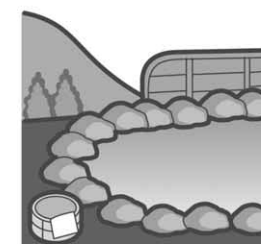


## 各種助成をご利用ください

問い合わせ 高齢福祉課高齢福祉係(東原庁舎内) ☎内線77256

### ●温泉施設利用費の助成

**内容** 1回の利用につき200円を助成し、年間12枚の助成券を交付  
**対象** 市内に住民登録のある75歳以上の人  
**申請窓口** 高齢福祉課高齢福祉係、市民課市民戸籍係、利南・池田・薄根・川田公民館、白沢町・利根町総務課市民係  
**持参する物** 印鑑、本人確認ができる物  
 ※助成対象となる温泉施設は、申請窓口で確認してください



### ●はり・きゅう・マッサージ費の助成

**内容** 1回の利用につき1,500円を助成し、年間4枚まで助成券を交付(本年度中に70歳になった人は3カ月に1枚の割合で助成券を交付)  
**対象** 市内に住民登録のある70歳以上の人  
**申請窓口** 高齢福祉課高齢福祉係、白沢町・利根町総務課市民係  
**持参する物** 印鑑、本人確認ができる物  
 ※助成対象となるはり・きゅう・マッサージの施術者は、申請窓口で確認してください



### ●敬老バスカードの助成

**内容** 路線バス利用カード(敬老バスカード)1枚(3,000円)の購入に対し1,000円を助成  
 ※利用できるバス路線は市内で運行されている関越交通バスです(アップル号は利用不可)  
**対象** 市内に住民登録のある65歳以上の人  
**販売窓口** 高齢福祉課高齢福祉係、市民課市民戸籍係、ふれあい福祉センター、利南・池田・薄根・川田公民館、白沢町・利根町総務課市民係、利根町振興局出張所  
**持参する物** 高齢者証



## 福祉医療制度についてのお知らせ

問い合わせ 市民課国保年金係 ☎内線3132、白沢町総務課市民係 ☎内線31、利根町総務課市民係 ☎内線33

福祉医療は、医療費(保険診療)のうち自己負担をしなければならない費用(入院時食事療養費、訪問看護、柔道整復師、治療用器具などの費用も含む)を市が負担する制度です。

### ■手続きをすると

県内の医療機関で受診したときに、保険証と一緒に福祉医療受給資格者証を病院窓口に表示すると、市が保険診療の自己負担分を負担することから窓口負担がありません。県外での受診や治療用器具を装着したときは、負担金を支払ってから市へ請求手続きをしてください。また、医療費の無料化は皆さんの税金で賄われています。将来にわたり制度を維持するため、仕組みや目的をご理解の上、受診をお願いします。

### ■#8000をご利用ください

県では、夜間や休日における子どもの病気への対処や応急処置などを電話で相談できる「群馬子ども救急相談」を実施しています。経験豊富な看護師が対応しますので、気軽にお電話ください。  
 ※携帯電話からの利用もできます

### ■ジェネリック医薬品を利用しましょう

ジェネリック医薬品は新薬と同等の効能があり、新薬より安価な医薬品です。医師や薬剤師に相談してから利用しましょう。

### 福祉医療制度の内容と手続きに必要なもの

種類	資格要件	手続きに必要なもの
子ども	中学校卒業の3月31日まで	保険証、印鑑
重度心身障害者	身体障害者手帳1・2級	身体障害者手帳
	障害年金1級	年金証書
	特別児童扶養手当1級	証書
後期高齢者医療保険に加入の高齢重度障害者	療育手帳A・B1(B中)	療育手帳
	障害年金1級程度で、年金を受給できない人	所定の診断書
母子家庭 父子家庭	身体障害者手帳1・2級	身体障害者手帳
	障害年金1級	年金証書
	療育手帳A・B1(B中)	療育手帳
母子家庭 父子家庭	母子と寡婦福祉法第6条第1項に規定する配偶者のない女子で、18歳未満の児童を扶養している人とその児童	本市に本籍がない人は戸籍謄本、転入者は前住所地の課税・非課税証明書
	父子家庭の父子 ※母子と同一要件	
	18歳未満の父母のない児童	父母のない事実を明らかにする証明

## 健康診査と人間ドック

### ■健康診査

国民健康保険と後期高齢者医療保険の加入者に特定健康診査と後期高齢者健康診査を実施します。対象者には、5月中旬に受診券を郵送します。

### ■特定健康診査

**対象** 40歳から74歳までの国民健康保険加入者  
**後期高齢者健康診査**  
**対象** 75歳以上で後期高齢者医療保険加入者(一定の障害がある人は65歳以上)  
**健診内容** 身体測定、検尿、血圧、血液検査など

**実施期間** 6月1日(日)～10月31日(金)  
 ※本年度人間ドックを受ける人は受診できません

**問い合わせ** 健康課予防係 保健福祉センター内 ☎内線76206へ

### ■人間ドック

来年3月末日までの受診を対象に人間ドック費用の一部を助成します。11月以降に受診予定の人も10月31日(金)までに申請を済ませてください。指定医療機関以外で受診する人も申請が必要です。

### ■国民健康保険人間ドック

**対象** 次の条件を満たす人  
 ①本市国民健康保険加入者  
 ②年齢35歳以上の人  
 ③国保税の未納がない世帯  
**助成額** 検診費用の3分の2(上限額2万5000円)

### ■後期高齢者医療人間ドック

**対象** 次の条件を満たす人  
 ①県後期高齢者医療保険加入者  
 ②本市に住民登録がある人  
 ③後期高齢者医療保険料の未納がない人  
**助成額** 2万円

### ■各助成共通

**助成対象** 日帰り人間ドック、1泊人間ドック、基本健診項目を含む脳ドック(助成は年度内1回限り)  
**申請方法** 10月31日(金)までに、保険証受診者全員分と印鑑を持参し市民課国保年金係、白沢町・利根町総務課市民係へ

※人間ドックを受ける人は特定健康診査、後期高齢者健康診査を受けられません  
**問い合わせ** 市民課国保年金係 ☎内線3132、白沢町総務課市民係 ☎内線31、利根町総務課市民係 ☎内線27へ

## 後期高齢者医療保険料 が改定されました 問い合わせ 市民課国保年金係 ☎内線3132

後期高齢者医療の保険料率は2年ごとに見直されます。本年度と来年度は、次の保険料内訳のとおりです。

### ●本年度の保険料率

#### ○保険料内訳(年間)

区分	24・25年度	26・27年度
均等割額	4万2,700円	4万3,600円
所得割額	8.48%	8.60%
賦課限度額(保険料の上限額)	55万円	57万円

#### ○保険料の計算式

保険料=均等割額4万3,600円+所得割額

※所得割額の計算式は

基礎控除後の総所得金額等×所得割率(8.60%)

#### ■保険料は納期内に納めましょう

保険料を滞納すると、短期被保険者証(有効期限が短い保険証)が交付されます。また、金額や滞納期間によっては、延滞金が加算されます。保険料は滞納したままにせず、市民課国保年金係にご相談ください。

### ■軽減措置の継続

所得の低い人への本年度の軽減措置は、昨年度よりも対象範囲が拡大されました。また、被用者保険の被扶養者であった人は、本年度も軽減の措置がされます。詳細は、各家庭に配布される「平成26年度版後期高齢者医療制度のしくみ」をご覧ください。

### ■4月から仮徴収を開始

今年2月の保険料が年金から天引きされた人は、同額が4月から8月までの間、年金から仮徴収されます。その他の人は昨年度の保険料から算出された保険料(仮徴収額)を4月と6月に納付し、本算定(8月)により本年度の保険料が確定したら、仮徴収で納めた額の残りを納付してください。  
 ※仮徴収額が年額を上回った場合は、その上回った額を返金します

### ■納付方法の変更

「年金からの天引き」に代えて「口座振替」が選べます。口座振替を希望する人は、下表の①と②の手続きをしてください。口座振替に変更した場合、所得税・住民税の社会保険料控除は、実際に支払った人に適用されます。また、現在年金からの天引きでない人や①と②の手続きをしていない人は、年金からの天引きに切り替わる場合があります。希望しない人は手続きをしてください。

※口座振替で滞納した場合、年金からの天引きに戻ることがあります

#### 各種手続き

①後期高齢者医療保険料の口座振替 窓口 金融機関窓口 必要な物 預金通帳、預金通帳の届け出印
②年金からの天引き中止申請 窓口 市民課国保年金係、白沢町・利根町総務課市民係 必要な物 後期高齢者医療被保険者証、印鑑、金融機関で渡される口座振替依頼書の本人控え